



男女共同参画センターの機能強化について

令和5年11月10日
内閣府男女共同参画局

男女共同参画センターについて

男女共同参画のための総合的な施設として、地域の様々な課題に対応するための実践的活動を行っている。

なお、法律上の根拠はなく、都道府県や市町村が条例等を制定し、設置している。

1. 主な事業

○広報啓発

男女共同参画の推進を目的としたフォーラム・シンポジウムの開催、広報誌の発行

○講座

教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得

○相談事業

子育て等家庭に関する相談、女性の健康に関する相談、女性に関する法律相談への対応等

○情報収集・提供

書籍資料・情報の収集、図書館やHP等を通じた情報提供

○調査研究

男女共同参画に関する意識調査や他地域の男女共同参画に関する事例研究等の調査・研究

等

2. 設置状況（令和4年4月1日現在）

○都道府県：45都道府県設置、49施設

○政令指定都市：全20市設置、29施設

○市区町村（政令指定都市を除く）：275市区町村設置、278施設

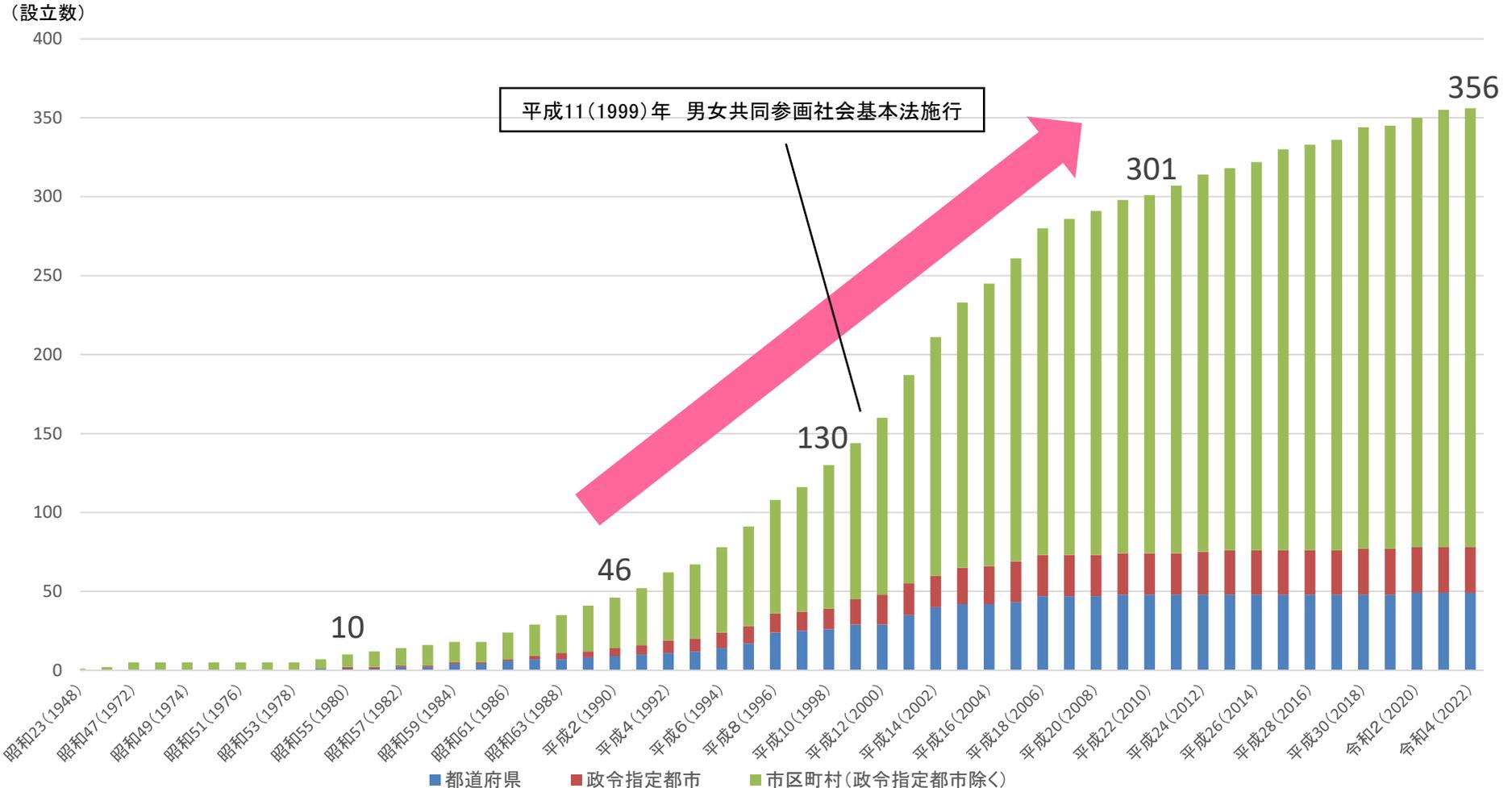
全国計356施設

※運営形態：直営249施設、指定管理84施設、その他33施設

（直営及び指定管理者制度の併用等により運営している施設があるため、設置施設数とは一致しない。）

男女共同参画センターの設置状況

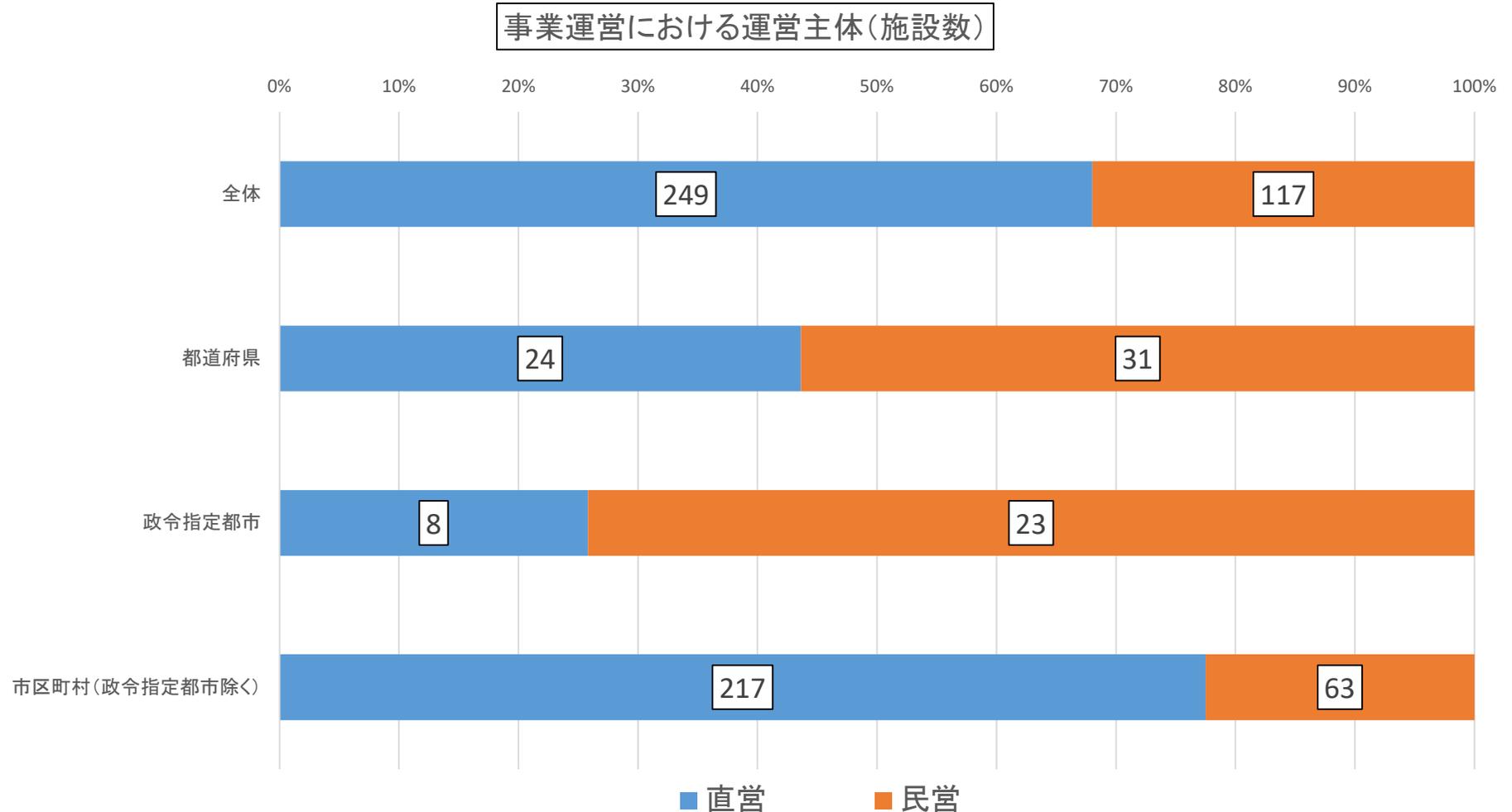
令和4（2022）年4月1日現在で設置されているセンターについて、それぞれの設置年以降の合計数の推移をみると、1990年代から2000年代中頃にかけて多く設置されており、20年間（1990-2010）で6.5倍に増加している。



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 令和4（2022）年4月1日現在で設置されている男女共同参画センターの設置年ごとに集計したもの。
既に廃止されている施設は含まれない。

男女共同参画センターにおける事業の運営形態

全体の約3割のセンターにおいて民営となっており、都道府県では約6割、政令指定都市では約7割のセンターが民営となっている一方、市区町村（政令指定都市除く）では約2割となっている。



(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」より作成。

男女共同参画センターにおける職員数(常勤・非常勤別)

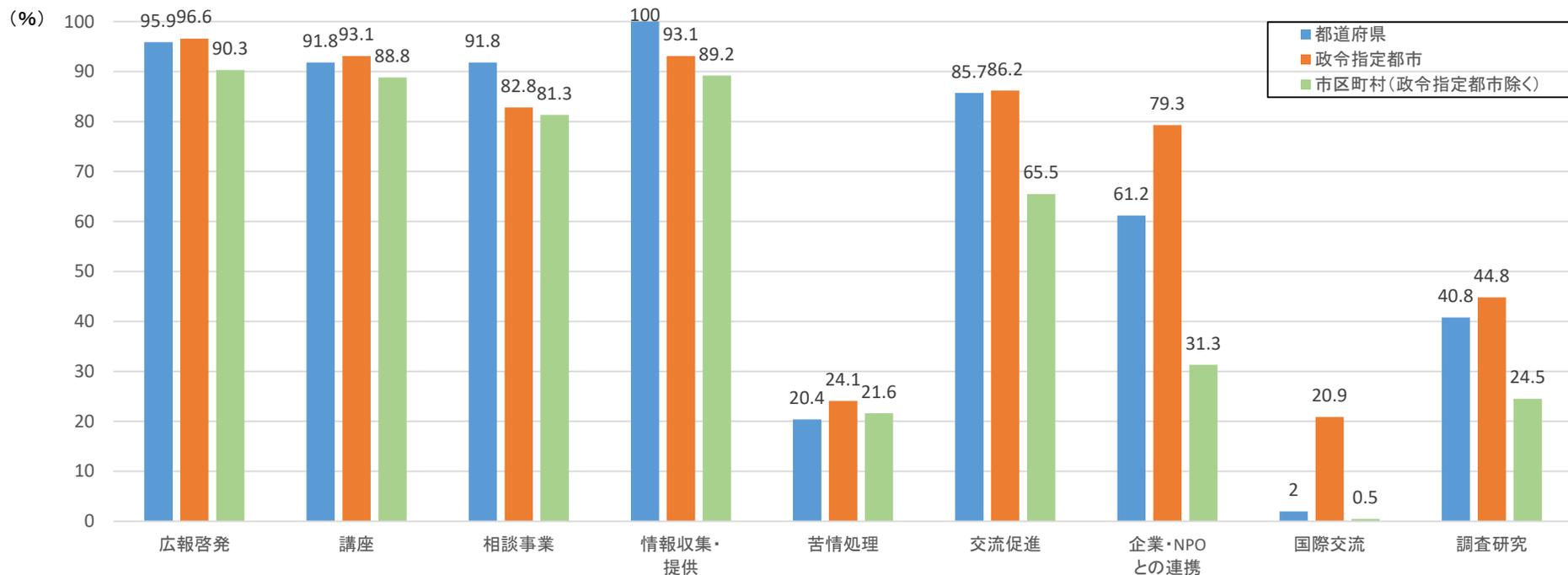
都道府県及び政令指定都市と比較すると、市区町村（政令指定都市除く）における1センター当たりの職員数は、約半数以下となっている。

(令和4(2022)年4月1日現在)	施設数【A】	職員数【B】			1センター当たりの職員数(人)【B】/【A】		
		常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
都道府県	49	374	342	716	7.6	7.0	14.6
政令指定都市	29	270	269	539	9.3	9.3	18.6
市区町村 (政令指定都市除く)	278	1,014	933	1,947	3.6	3.4	7.0
合計	356	1,658	1,544	3,202	4.7	4.3	9.0

(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和4年度)」より作成。

男女共同参画センターで実施している主な事業 ①

都道府県、政令指定都市及び市区町村の8割以上のセンターにおいて、「広報啓発」、「講座」、「相談」及び「情報収集・提供」事業を実施している。



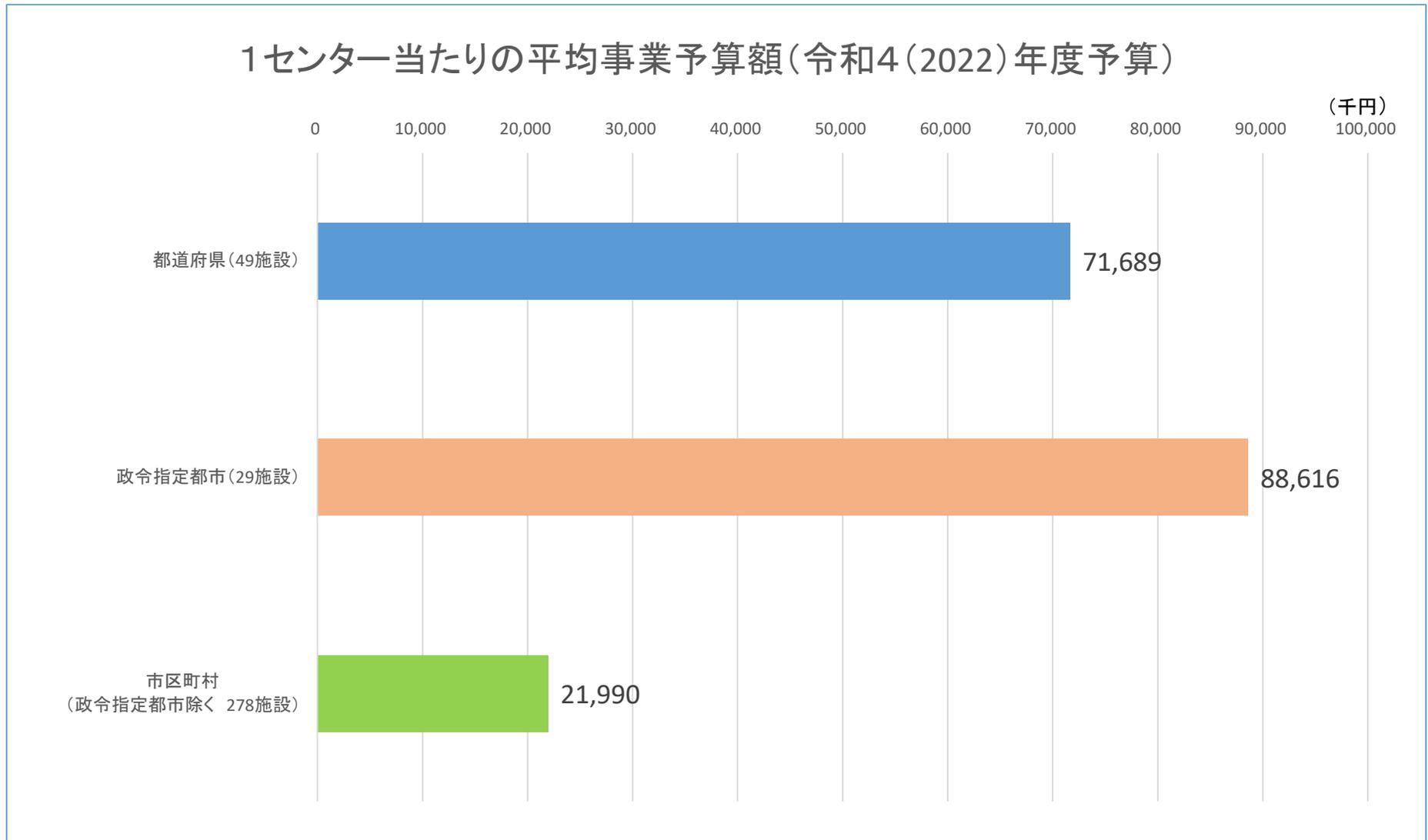
【主な事業項目】

- 広報啓発：男女共同参画の推進を目的としたフォーラム・シンポジウムの開催、広報誌の発行
- 講座：教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得
- 相談事業：子育て等家庭に関する相談、女性の健康に関する相談、女性に関する法律相談への対応等
- 情報収集・提供：書籍資料・情報の収集、図書館やHP等を通じた情報提供
- 苦情処理：当該区域に在住・在勤している住民から苦情の申し出があった場合や、苦情の原因となった事業が当該区域内で発生した場合の相談への対応
- 交流促進：働く女性同士の交流会、子育てサークル、女性団体・グループ交流を目的としたイベントの開催等
- 企業・NPOとの連携：男女共同参画の推進を目的とした企業・NPOの取組の促進（アドバイザー等派遣、講座・セミナー・講演会等の開催）
- 国際交流：海外からの女性グループ等の招聘、海外の姉妹都市等の交流イベント等
- 調査研究：男女共同参画に関する意識調査や他地域の男女共同参画に関する事例研究等の調査・研究

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」より作成。
2. 割合は、都道府県・市区町村におけるセンターの設置総数に占める割合。

男女共同参画センターで実施している主な事業 ②

市区町村（政令指定都市除く）における1センター当たりの平均事業予算額は、都道府県の約3分の1程度、政令指定都市の約4分の1程度となっている。



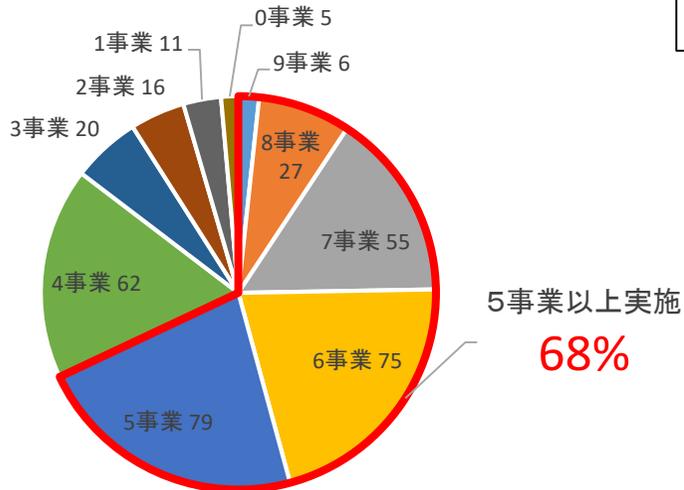
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」より作成。

2. 予算額について、人件費や設備の補修費等を含まないものとして調査を実施。

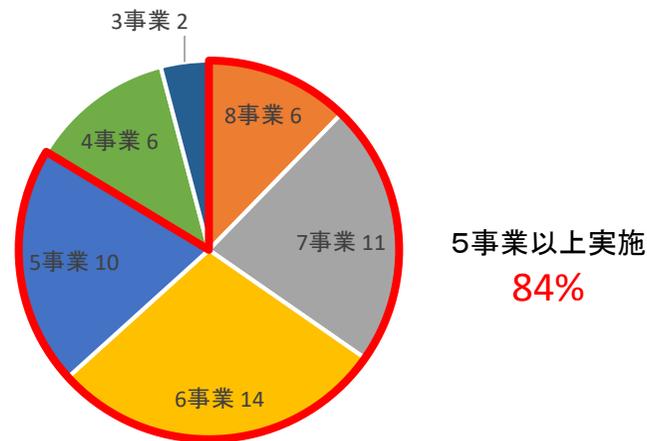
男女共同参画センターで実施している主な事業 ③

主な事業項目のうち、全国約7割のセンターにおいて、5事業以上実施している。5事業以上実施しているセンターは、都道府県で8割、政令指定都市では9割以上である一方、市区町村においては、約6割程度にとどまっている。

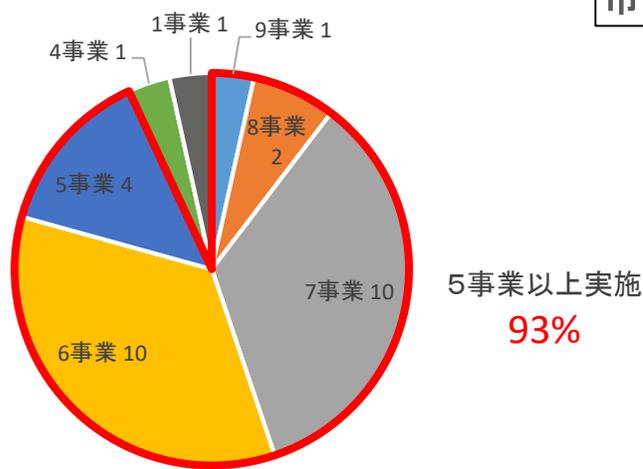
全 国



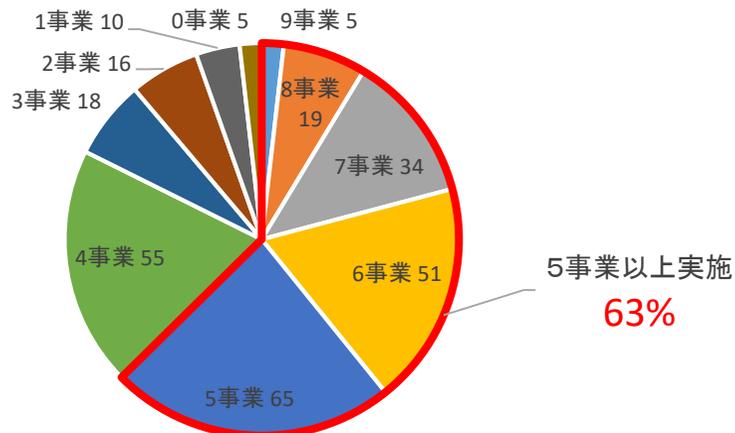
都道府県



政令指定都市



市区町村(政令指定都市除く)



(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和4年度)」より作成。

男女共同参画センターの機能強化に関するこれまでの経緯

令和4年6月3日

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」(すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部)において、女性の経済的自立を全国津々浦々で実現するため

- ・ 独立行政法人国立女性教育会館の主管の内閣府への移管、これに伴う必要な予算及び人員の内閣府への移管
- ・ 同法人に関し、地域における女性リーダー等の人材育成機能及び各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化について決定。

令和4年12月16日

男女共同参画会議 計画実行・監視専門調査会において「独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」(以下、「機能強化WG」という。)の開催を決定。

機能強化WGにおいて、独立行政法人国立女性教育会館と男女共同参画センターの機能強化の在り方を検討。

【機能強化WG】

第1回:令和4年12月27日、第2回:令和5年2月1日、第3回:令和5年3月10日、第4回:令和5年4月11日

令和5年4月11日

機能強化WGにおいて、「独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」を取りまとめ。男女共同参画センターに期待する機能・役割については、

- ・ 地域・社会の多様なニーズに応じた男女共同参画に係る事業の企画・実施のための 職員の専門性の向上
- ・ 地域の様々なステークホルダーと協働し課題に対応するコーディネータとしての機能強化
- ・ 調査事業や、相談事業、啓発事業等を通じて、地域の課題や事業ニーズ等を的確に調査・把握
- ・ 直接地域住民と接する最前線の拠点として、各地域の実情を踏まえつつ、国や地方公共団体の施策・取組と連動した効果的な取組の推進

を図ることを提言。

令和5年6月13日

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」(すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部)において、

- ・ 機能強化WG報告書に盛り込まれた施策・取組について、令和5年度より実施可能なものから計画的に実施すること
- ・ 独立行政法人国立女性教育会館の主管の内閣府への移管や、同法人及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指すこと

について決定。

(参考)独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)について

- 文部科学省所管の独立行政法人。
- 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月閣議決定)に示されている男女共同参画社会の実現に向けた我が国唯一の女性教育のナショナルセンター。

設立経緯

- 全国的女性団体及び女性関連施設等の関係者から、「国が全国に一つ、国際的・国内的にも通用する研修施設として宿泊学習、情報の交流もできる会館を！」という強い要望や思いを受け、埼玉県等からの誘致により同県比企郡嵐山町に、女性の自発的な学習を促進するための施設として昭和52年7月「国立婦人教育会館」設置。
- 平成13年4月より「独立行政法人国立女性教育会館」に移行。

目的

- 我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資する。

事業

研修

- ◆ 女性活躍推進のためのリーダーの育成
- ◆ 教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進
- ◆ 困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成
- ◆ 新たな課題(萌芽的課題)等に対応した男女共同参画研修の実施
 - 地域における男女共同参画推進リーダー研修
 - 女性関連施設相談員・相談事業担当者研修
 - 学校における男女共同参画研修 等

広報・情報発信

- ◆ 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信
- ◆ 男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進
- ◆ より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化
 - 女性教育情報センターの運営(図書、資料の収集、提供)
 - 女性アーカイブセンターの運営(女性関係史・資料の収集、保存、提供。データベース化)
 - 女性情報ポータルサイトの運営 等

会館が持つ4つの機能を活用し
横断的な取組を実施

関係機関との連携・ネットワーク強化、
若者の理解促進

ICTの活用による教育・学習支援

調査研究

- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施
 - 学校教育における男女共同参画に関する調査研究
 - ジェンダー統計に関する調査研究
 - 女性のキャリア形成や意思決定過程への参画についての調査研究
 - 困難を抱えた女性支援の在り方等についての調査研究 等

国際貢献

- ◆ アジア地域における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成
- ◆ 国際的課題への対応

(参考)女性活躍・男女共同参画の重点方針2022・2023

女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）抜粋

I 女性の経済的自立

(2) 地域におけるジェンダーギャップの解消

①男女共同参画のナショナルセンター

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を全国津々浦々で実現するためには、各地域で女性のスキルアップや固定的な性別役割分担意識の解消といった取組を加速させる必要がある。（略）男女共同参画センターを、人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、男女共同参画のナショナルセンターが必須である。

このため、1977年の創設以来、男女共同参画の推進に係る様々な機能を担ってきた独立行政法人国立女性教育会館の主管府省を内閣府に移管し、必要な予算及び人員についても内閣府に移管する。また、地域における女性リーダー等の人材育成機能と各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うとともに、引き続き学校教育等における男女共同参画を進める観点から、同法人の業務の在り方について、令和4年度に有識者会議において検討し、結論を得る。【内閣府、文部科学省】

女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）抜粋

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

(5) 地域のニーズに応じた取組の推進

①独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和5年4月11日）に盛り込まれた施策・取組について、令和5年度より実施可能なものから計画的に実施する。その一環として、独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）の主管の内閣府への移管や、同法人及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。

【内閣府、文部科学省】